

(5) 介護に関する制度

1. 介護保険制度

- 65歳以上の方で介護が必要となった方や、40歳から64歳までの方で末期がん等と診断され介護が必要な方は介護保険サービスが申請により利用できます。
- 要介護認定等を受けた方の必要に応じて、所得の状況により1～3割の自己負担により、介護サービスを受けることができます（40～64歳の第2号被保険者は1割）。

【手続き】 各市町村介護保険担当課、地域包括支援センター

2. 介護休業制度

- 労働者は、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに3回の介護休業をすることができます（一定の範囲の期間雇用者も対象となります）
- 期間は対象家庭1人につき、通算して（延べ）93日までです。

【手続き】 勤務先の担当部署